

第26表 食品衛生管理者数

	総 数	医 師 ・ 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	大学・旧制大学又は旧制専門学校で 下記の課程を修めて 卒業した者				登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者
					医 学 ・ 薬 学 ・ 歯 学 ・ 獣 医 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学		
平成23年度末現在	34	-	-	3	1	4	2	7	7	10
24	42	-	1	2	1	5	3	8	9	13
25	44	-	1	3	1	5	3	9	9	13
26	45	1	1	2	-	7	4	7	9	14
27	54	1	1	3	1	6	4	9	12	17
全粉乳(その容量が1,400グラム以下である かんに収められるものに限る。)、加糖粉乳 又は調製粉乳の製造業又は加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉製品(ハム・ソーセージ・ベーコン その他これらに類するものをいう。)の 製造業又は加工業	43	1	-	3	1	6	3	6	10	13
魚肉ハム又は魚肉ソーセージの製造業 又は加工業	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造 されるものに限る。)の製造業又は加工業	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-
マーガリン又はショートニングの製造業 又は加工業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められているものに限る。)の製造 業又は加工業	9	-	1	-	-	-	-	2	2	4